

コムストックローン・ダイレクト
約款等の重要書類
(2026 年 5 月版)

目次

- ・ (契約締結前交付書面) 有価証券の記帳及び振替に関する契約のご説明 P2～P3
- ・ コムストックローン約款 P4～P17
- ・ 振替決済口座管理規定 P18～P52
- ・ お取引に関する重要事項確認書 P53～P54
- ・ コムストックローン有価証券担保差入書兼振替決済口座設定申込書 . . . P55
- ・ 個人番号等の届出書兼告知書 P56
- ・ 個人情報の取扱いに関する同意事項 P57～P60
- ・ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項 P61

日本証券金融株式会社

有価証券の記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様の有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

料金を頂戴しません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（書面による契約の解除）の適用はありません。

有価証券の記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様の券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要

当社は金融商品取引法第33条の2の登録を受けた金融機関です。当社が行う登録金融機関業務は、公共債の現先売買及び社債、株式等の振替に関する法律の口座管理機関としての社債等の振替であり、当社では、売買契約を締結し又は振替決済口座を設定していただいた上で、公共債の売買の注文を受け付け又は有価証券の記帳及び振替を行います。

この契約の終了事由

当社の振替決済口座管理規定に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申出があった場合
- 口座残高がないまま、相当の期間が経過した場合
- お客様が暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これらに準ずる者（これらを「暴力団員等」といいます）であること又はお客様が暴力団員等と一定の関係を有することが判明し、当社が解約を申し出た場合
- お客様が自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合
- やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

当社の概要

商 号 等	日本証券金融株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第548号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号
加 入 協 会	日本証券業協会 （当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。）
苦情処理措置 及び紛争解決 措置の内容	当社は、上記加入協会から苦情の解決及び紛争のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより、登録金融機関業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。 また、上記以外の措置として、当社コンプライアンス統括部（連絡先：03-3666-3057）にて苦情の処理を行うほか、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター又は公益社団法人民間総合調停センター（大阪市所在）を利用することにより、紛争の解決を図ります。
資 本 金	100億円（2020年3月31日現在）
主 な 事 業	証券金融業（貸借取引貸付（金融商品取引法第156条の24第1項の業務）、金融商品取引業者及びその顧客に対する金銭の貸付、有価証券貸借等）
設 立 年 月	1927年7月
連 絡 先	リテール営業部ネットビジネス課（03-6264-9738）

コムストックローン約款

【コムストックローン・ダイレクト】

日本証券金融株式会社

第1条（趣旨）

- 1 この約款は、日本証券金融株式会社（以下「当社」といいます。）のコムストックローン・ダイレクト（以下「コムストックローン」といいます。）を利用されるお客様と当社との間の取引に関する事項を定めたものです。
- 2 前項に定めるコムストックローンとは、有価証券を担保として、インターネットによる利用申込みを受けて行う貸付をいいます。

第2条（契約の成立および契約期間）

- 1 この約款に基づく契約（以下「本契約」といいます。）の申込みは、お客様が、当社のウェブサイトにおいて、掲示される次の書面の内容を確認・了解のうえ、所定の事項に同意して送信する方法によるものとします。
 - (1) 契約締結前交付書面
 - (2) コムストックローン約款
 - (3) 個人情報の取扱いに関する同意事項
 - (4) 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項
 - (5) その他当社の定める規約等
 - (6) お取引に関する重要事項確認書
 - (7) コムストックローン有価証券担保差入書
 - (8) 振替決済口座設定申込書
 - (9) その他当社の定める書類等
- 2 お客様は、前項の申込みにあたり、当社の定める本人確認書類および個人番号確認書類を、当社のウェブサイトにおいて画像をアップロードする方法により送付するものとします。
- 3 お客様は、当社が特に認める場合には前2項の全部または一部に代えて、第1項(1)(2)(3)(4)(5)の内容を確認・了解のうえ、当社の定める次の書類のうち当社の認める全部または一部を当社に提出する方法により申込むことができるものとします。
 - (1) お取引に関する重要事項確認書
 - (2) コムストックローン利用申込書
 - (3) コムストックローン有価証券担保差入書
 - (4) 振替決済口座設定申込書

- (5) 当社の定める本人確認書類および個人番号確認書類
 - (6) その他当社の定める書類等
- 4 本契約は、当社がお客様から前3項による申込みを受けて審査の結果適当と認めた場合に成立するものとし、契約成立日は当社がお客様に送付する契約成立の書面に記載する日とします。
- 5 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する当社の審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、当社の審査の結果および理由の開示につき異議を述べないものとします。
- (1) 申込時においてお客様が満20歳以上75歳未満であること。
 - (2) 後見人、保佐人、補助人等の法定代理人が選任されていないこと。
 - (3) 任意後見監督人が選任されていないこと。
 - (4) インターネット利用環境およびご自身のEメールアドレスをお持ちであること。
 - (5) 電話およびEメールの送信によって当社が連絡をとれること。
 - (6) この約款の内容を十分理解し、その取扱いに同意していただいていること。
 - (7) その他当社の定める事項
- 6 契約が成立した場合は、当社はお客様に対し、当社のウェブサイトで使用するログインID、ログインパスワードおよび取引パスワード（以下「パスワード等」といいます。）を発行し、当社所定の方法により通知します。
- (1) お客様は、ウェブサイトの利用（ログインを含みます。以下同じ。）ならびに本融資にかかる申込み、照会その他当社が定める所定の手続き（以下総称して「各種手続き」といいます。）を行うにあたり、ログインIDおよびパスワード等ならびにワンタイムパスワードおよびパスキー（FIDO等に準拠する公開鍵暗号方式）その他の当社が定める認証方式（以下「認証方式」といいます。）のうち、当社が求める認証方式による確認ができた場合に限り、各種手続きを行うことができます。
 - (2) 当社は、前号の認証方式による確認がなされたことをもって、お客様の本人確認を行うものとします。
 - (3) パスワード等ならびにワンタイムパスワードおよびパスキーその他の認証方式に関する情報（以下総称して「認証情報」といいます。）の管理はお客様の責任において行うものとします。当社は、第1号の認証方式による確認がなされたことをもって、お客様ご自身が入力等されたか否かにかかわらず、お客様ご自身による入力等がなされたものとして取扱うこととします。認証情報の漏えい、盗用、不正使用その他お客様の管理不十分等により発生した損害について、当社はいっさいその責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失がある場合は、この限りではありません。
 - (4) お客様は、認証情報を第三者に貸与、譲渡、担保提供その他第三者の利用に供しては

ならず、また第三者と共同して利用してはならないものとします。

- (5) お客様は、認証情報が他人に知られることのないように、十分かつ細心の注意を払って管理していただくものとします。当社は、認証情報の不正使用のおそれその他前各項に反する状況があると判断した場合、ウェブサイトの利用または各種手続きの受付を停止または制限できるものとします。

- 7 本契約の契約期間は、契約締結の日から1年間とします。なお、契約期間満了日は、契約締結日の1年後の応当日の前日とし、その日が休日の場合はその翌営業日とします。契約期間満了日（次項の定めに基づき契約が更新された場合は、当該更新後の契約期間満了日とします。）において残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保は、当該残債務が完済されるまで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。

- 8 契約期間満了日までに当社所定の方法により審査を行い、当社が適当と認めた場合は、1年間更新されるものとし、以後も同様とします。なお、当社の審査の結果は、当社のウェブサイトで通知します。また、当社が審査を行う日までにお客様より更新を希望しない旨の申出があった場合は審査を行わず、契約は更新されません。

- 9 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する更新の審査において、適当と認めないものとします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、当社の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。

(1) 第5項(2)から(6)までに掲げる事項をいずれも充足していること。

(2) 契約更新開始日においてお客様が満75歳未満であること。ただし、次の条件を満たす場合において、満75歳以上の契約更新を認めることがあります。

- ① 契約更新開始日における年齢が満80歳未満であること。
- ② 当社所定の同意書に同意のうえ、これを提出すること。
- ③ 当社が面談を求めた場合は、面談に応じること。

(3) 担保有価証券のうち融資不適格銘柄（当社がコムストックローンの担保として適当と認める銘柄以外の銘柄をいい、以下同じとします。）を除いた銘柄の時価額に対する融資残高の割合が70%未満であること。ただし、担保内容等により契約更新を認めることがあります。なお、融資不適格銘柄は当社のウェブサイトで確認することができます。

(4) 第4条第3項(4)に定める融資金の利息の支払いが遅延していないこと。

(5) その他当社の定める事項

第3条（担保）

- 1 お客様が本条の定めに基づき担保として差し入れる有価証券（以下「担保有価証券」といいます。）は、当社に対して現在および将来負担するコムストックローンにかかるいっ

さいの債務を共通に担保するものとします。

- 2 担保の差入れにあたっては、あらかじめ当社に担保取引にかかる振替決済口座（以下「担保取引口座」といいます。）を開設していただきます。担保取引口座の開設は、別に定める振替決済口座管理規定に基づき、当社所定の振替決済口座設定申込書によりお申込みいただきます。
- 3 担保を差し入れる場合は、当社所定のコムストックローン有価証券担保差入書により行い、当社に開設したお客様の担保取引口座の保有欄に現在および将来記載または記録される第5項各号に掲げる有価証券について、当社を権利者とする根質権を設定していただきます。根質権の設定は、社債、株式等の振替に関する法律その他関係法令および株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の業務規程等の定めに従い、当社が機構に開設した自己口の質権口（以下「当社質権口座」といいます。）への増加の記載または記録により行うものとします。
- 4 前項の根質権の設定のため、お客様の担保取引口座から当社質権口座へ振替を行うにあたっては、その都度、お客様より当社に対しその振替申請があったものとして取り扱います。
- 5 お客様が担保として差し入れることができる有価証券は、国内の金融商品取引所に上場されている次の各号に掲げるものとします。ただし、外国株券等の外国証券および特定上場有価証券（TOKYO PRO Market等のプロ投資家向け市場のみに上場されている有価証券をいいます。）は除きます。なお、担保有価証券のうち担保評価の対象銘柄とするか否かについては、当社の判断によるものとし、当社は、当該銘柄の発行者の財務状況および売買高等に応じて適時に担保評価の対象銘柄を変更することができるものとします。
 - (1) 株式
 - (2) 協同組織金融機関の発行する優先出資証券
 - (3) 投資証券
 - (4) 投資信託の受益証券
 - (5) 受益証券発行信託の受益証券
- 6 当社質権口座に記載または記録されている担保有価証券に対して交付される新株式その他の有価証券のうち、機構により当社質権口座に増加の記載または記録がされるものについては、第3項に定める担保差入れにより、お客様はあらかじめ当社に担保差入れの意思表示を行ったものとします。
- 7 当社質権口座に記載または記録されている担保有価証券について、当社が権利保全のため必要と認めるときは、お客様は、当社が登録質の申出をすることに同意するものとします。
- 8 当社質権口座に記載または記録されている担保有価証券については、株主等を確定するための基準日等にお客様を株主等として機構へ報告します。

- 9 担保の返戻は、お客様からの担保有価証券の返戻の依頼を受け、当社が認めた場合に行うものとします。担保有価証券を返戻する場合は、当社質権口座からお客様の担保取引口座の保有欄を通じて、当社に届け出たお客様の金融商品取引業者の証券取引口座（以下「届出証券口座」といいます。）へ振替を行うものとし、返戻のためお客様の担保取引口座から届出証券口座へ振替を行うにあたっては、その都度、お客様より当社に対しその振替申請があったものとして取り扱います。この場合において、担保有価証券の権利確定日等により振替をすることができないときは、当社は担保有価証券の返戻を留保することができるものとします。また、お客様の当社に対する債務が完済され、本契約が終了した場合、当社は、当社質権口座に記載または記録されている担保有価証券につき、お客様から担保有価証券の返戻の依頼があったものとして取扱うことができるものとします。（複数の届出証券口座がある場合には、当社が選択した任意の口座に振替を行うものとします。）
- 10 お客様が第4条第2項第2号②に定める売却返済を行う場合は、担保有価証券の返戻の依頼を受けたものとして取り扱います。ただし、この場合の返戻の効力発生時期は、売却代金のうち当社が指定する返済必要額が当社に入金された時とします。
- 11 振替決済口座管理規定等に基づき、お客様が担保取引口座において株式数比例配分方式を利用している場合、担保有価証券にかかる配当金（配当金を含みます。以下同じとします。）については、原則として、当社が配当金を受領した月の翌月10日までに、当社に届け出たお客様の銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。ただし、第5条に定める担保不足等の場合には、配当金の支払いを留保することがあります。
- 12 第2項によりお客様が当社に開設した担保取引口座は、お客様の当社に対する債務が完済されるまで解約できないものとします。

第4条（融資要領）

1 融資限度額および融資方法

- (1) 本融資の実行は、当社が決定した融資限度額の範囲内でお客様から申込みを受けて行うものとします。
- (2) 前号の申込みは、30万円以上、1万円単位とします。ただし、追加融資の場合は、10万円以上、1万円単位とします。
- (3) 第1号の融資限度額は、担保有価証券のうち融資不適格銘柄を除いた銘柄の時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額とします。ただし、5,000万円（お客様およびお客様の資産管理会社が担保有価証券の発行会社の役員または大株主の場合において当社が必要と判断したときは3,000万円）を上限とします。
- (4) 前号ただし書の定めにかかわらず、お客様から当社所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、当社が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適

当と認めた場合は、融資限度額の上限を5億円以内の当社が定める金額とすることができるとします。

- (5) 当社は、前2号により定めた融資限度額の上限をお客様の職業、勤務先における役職および取引状況、担保内容等により、お客様にあらかじめ通知のうえ契約更新時その他いつでも変更することができるものとします。変更により融資残高が融資限度額の上限を上回ったときは、当該超過額を返済していただきます。
- (6) 融資の実行は、申込受付日の当日（14時30分以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌営業日）または翌営業日（16時以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌々営業日）に当社に届け出たお客様の銀行口座に振り込む方法により行うものとします。
- (7) 融資限度額を超えて融資を受けた場合でも、お客様は当然にその支払いについて責任を負うものとし、お客様はこの契約の定めるところにより当該超過額を支払うものとします。
- (8) 担保有価証券の時価額は、市場価格から当社が採用した価格に株数または口数を乗じて得た額とします。なお、市場価格から当社が採用する価格は、原則として売買高等から当該銘柄の主たる市場として認められる市場における最終価格または最終気配値段その他合理的と認められる価格とします。

2 返済方法

- (1) 本契約の契約期間内であれば、融資金の返済をいつでも行うことができます。
- (2) お客様は、次に掲げるいずれかの方法により、コムストックローンの融資金元金を返済することができます。
 - ① 当社の指定する当社の銀行口座へ振り込む方法（以下この方法を「振込返済」といいます。）。
 - ② 担保有価証券を売却して当該売却代金（金融商品取引業者への手数料等を差し引いた金額をいいます。以下同じとします。）を返済に充当（以下「売却返済」といいます。）する方法。
 - ③ その他当社が特に認めた方法。
- (3) 前号①に定める振込返済を行うときは、前営業日までに当社に通知していただきます。
- (4) 第2号①の振込返済の返済日は、お客様からの返済金当社に入金されたことを当社が確認した日（15時までに確認できない場合は、翌営業日付の返済となります。）、③の特に認めた方法の場合の返済日については、当社が定めた日とします。
- (5) 第2号②に定める売却返済については、以下のとおり取扱うものとします。
 - ① お客様からの売却返済にかかる申込みを当社が承諾した場合に、当社が指定する金融商品取引業者（以下「売却指定証券会社」といいます。）において担保有価証券の売却の発注を行うことができるものとします。
 - ② 当社が売却を承諾した場合、当社から売却指定証券会社に申込みを受けた担保有価

証券の銘柄および株数等を連絡するものとします。お客様が売却できる期間は、当社が売却を承諾した日を含む週の最終営業日までとします。ただし、当社が必要と認めた場合は、売却の発注を停止することができるものとします。

- ③ 売却約定が成立した場合、当社は、売却約定された担保有価証券を売却指定証券会社へ引き渡し、お客様から委任を受け、売却代金のうち当社が指定する返済必要額（お客様から当社に売却代金の範囲内で当該返済必要額を超える返済の申出がある場合は、その申出額とします。）を売却指定証券会社から受け取り、返済に充当します。
 - ④ 上記③の当社が指定する返済必要額とは、コムストックローンの融資残高を売却後の担保有価証券の時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額以内とするために必要な返済額をいいます。なお、お客様から当社に売却代金の範囲内で当該返済必要額を超える返済の申出がある場合は、その申出額とします。
 - ⑤ 売却返済にかかる返済日は、上記④の返済必要額（返済必要額を超える返済の申出がある場合は当該申出額）として指定した金額が、売却指定証券会社から当社に入金されたことを当社が確認した日とします。
- (6) 前号③に定める事項に関する委任については、お客様は次の事項に同意するものとします。
- ① 当社の同意がなければ解除または変更できないこと。
 - ② 売却指定証券会社に対する売却代金引渡請求権を第三者に譲渡したり、第三者のために担保を設定したり、重ねて受領を委任しないこと。
 - ③ 売却代金のうち当社が指定する返済必要額を売却指定証券会社から直接受領しないこと。

3 利率、利息計算および徴収方法

- (1) 本融資の利率は、契約締結日において当社が定めるところによるものとします。ただし、当社は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合は、一般に行われる程度の変更をすることができるものとし、変更する場合は、Eメールおよび当社のウェブサイトでその旨をお客様に通知します。
- (2) 前号の利率につき、当社は融資残高、担保内容等に基づき、一部のお客様に対し優遇利率を適用する場合があります。この場合には、お客様に対してあらかじめ通知のうえ、いつでもその優遇利率を変更し、または優遇利率の適用を取り止めることができるものとします。
- (3) 融資金の利息の計算は、融資の日から返済の日までとし、1年を365日とする日割計算によって行います。
- (4) 融資金の利息は、当月の1日から月末の日までの1か月間の利息を計算のうえ、月次報告書によりお客様に通知し、当社に届け出のお客様の銀行口座から毎翌月15日（休日

の場合はその翌営業日)に口座振替(ゆうちょ銀行の場合は自動払込み)によりお支払いいただきます。ただし、口座振替(自動払込み)の手続が完了するまでの間は、当社の指定する当社の銀行口座に振り込んでいただきます。

4 遅延損害金

お客様が第2条第7項に定める契約期間満了日において返済が遅延した場合または第7条もしくは第15条第5項により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率14%(年365日の日割計算)の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。

第5条(担保不足等)

- 1 担保不足(担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となる状態をいいます。)となった場合には、当社からの請求により、当社が担保不足通知書を発送した日もしくはEメールを送信した日から起算して5営業日以内に、当社が適当と認める担保を追加して差し入れまたは融資金の一部を返済し、もって、担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が60%(一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%)以下となるまで改善していただきます。なお、上記の当社からの請求を行っている場合においても、その請求にかかる追加担保差入または融資金の一部返済の期限に関わらず、第7条第1項(5)の規定が優先されます。
- 2 前項に定めるほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたときおよび担保有価証券について当社が適当でないと判断したときは、請求によって、直ちに当社が適当と認める担保を追加差し入れしていただきます。
- 3 お客様は、担保不足その他当社が債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、当社の債権保全上必要な範囲内において、当社の預り金(当社がお客様に代理して受領した担保有価証券にかかる配当金または分配金を含みます。)の出金が停止されることに同意するものとします。

第6条(担保処分)

コムストックローンにかかる債務が履行されない場合は、当社は、お客様に事前に通知、催告等を行うことなく、直ちに、担保有価証券の全部または当社がその裁量により選択した担保有価証券の一部を取立てまたは処分し、その取得金から諸費用(金融商品取引業者に対する諸費用を含みます。)を差し引いた残額を債務の弁済に充当できるものとします。なお残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済し、取得金に余剰が生じた場合には当社はこれをお客様またはお客様に優先して余剰分を受け取る権利を有する者に対して返還するものとします。また、担保有価証券の取立てまたは処分について、当社は、必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により行うことができ、債務の弁済の充

当は法定の順序にかかわらず充当できるものとします。

第7条（期限の利益の喪失）

- 1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。
 - (1) 支払の停止または破産手続開始もしくは再生手続開始その他内外の法令に基づく倒産手続開始の申立てがあったとき。
 - (2) 手形交換所または電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) お客様の当社に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (4) 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社においてお客様の所在が不明となったときまたは一定期間連絡がとれなくなったとき。
 - (5) 担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が次に掲げる割合以上となったとき。
 - ① 融資残高が3,000万円以下の場合は90%以上
 - ② 融資残高が3,000万円超、1億円以下の場合は85%以上
 - ③ 融資残高が1億円を超える場合は80%以上
- 2 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社からの請求によって当社に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。
 - (1) お客様が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) 担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。
 - (3) お客様が当社との取引約定に違反したとき。
 - (4) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第8条（弁済金の充当順序）

お客様から弁済いただいた金額が本契約およびお客様と当社との間のその他の契約に基づき当社に対して弁済いただくべき一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務のうち、元金、利息、遅延損害金または費用のいずれにも充当することができるものとします。

第9条（月次報告書）

- 1 当社は、毎月末現在を基準として当月のお客様との取引の明細を記載した月次報告書を作成し、翌月の1日（休日の場合はその翌営業日）にお客様に交付します。

- 2 月次報告書の交付は、当社のウェブサイトに掲載する方法（電磁的方法）によるものとします。
- 3 お客様は、月次報告書の内容をすみやかに確認するものとし、その記載内容に疑義がある場合は、当社に対して連絡していただきます。
- 4 月次報告書の交付後、15日以内にお客様より前項に定める連絡がない場合は、当社は、当該報告書の記載内容すべてについて承認いただいたものとして取り扱います。

第10条（危険負担、免責条項等）

- 1 お客様が当社に差し入れた書類が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済していただきます。なお、当社が請求した場合には直ちに代替りの書類を差し入れていただきます。この場合に生じた損害については、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、お客様の負担とします。
- 2 お客様より印鑑の届け出がある場合、書類の印影を、お客様の届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、書類、印鑑について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害はお客様の負担とし、書類の記載文言にしたがって責任を負うものとします。
- 3 お客様に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分に要した費用、およびお客様の権利を保全するためにお客様が当社に協力を依頼した場合に要した費用は、お客様の負担とします。
- 4 次に掲げる事項によりお客様に生じた損害については、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失がある場合は、この限りではありません。
 - (1) 当社のウェブサイトの利用にあたり、その事由の如何を問わず、当社所定の認証方式により行われた取引について生じた損害。
 - (2) 通信回線および通信機器、コンピュータシステムおよび機器等の障害による遅延、不能、誤作動等により生じた損害。
 - (3) 天災地変等の不可抗力と認められる事由により、融資金および担保有価証券の授受が遅延した場合に生じた損害。

第11条（届出事項の変更）

- 1 印鑑、住所、氏名、Eメールアドレス、職業、勤務先および金融機関口座その他当社への届出事項に変更があった場合には、直ちに当社所定の書面または当社のウェブサイトにより届出をしていただきます。なお、届出に当たっては、当社が必要と認める書類を提出していただくことがあります。
- 2 前項の届出を怠るなどお客様の責に帰すべき事由により、当社が行った通知または送付

した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。

第12条（成年後見人等の届出）

- 1 お客様について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により届出をしていただくものとします。
- 2 お客様について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により届出をしていただくものとします。
- 3 お客様について前2項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出をしていただくものとし、届出の前に生じたお客様の損害については、当社の責に帰すべき場合を除いて、お客様の負担とします。

第13条（報告および調査）

- 1 職業、勤務先および財産、収入等の信用状態について当社から請求があったときは、遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供していただくものとします。
- 2 職業、勤務先および財産、収入等の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社に対して遅滞なく報告していただくものとします。

第14条（契約の終了）

- 1 第2条第7項に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、本契約は終了するものとします。本契約が終了する場合において、残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。
 - (1) お客様から解約の申出があったとき。
 - (2) お客様が死亡し、または1か月以上にわたって意思確認が困難な状態になったとき。
 - (3) お客様が第7条または第15条第5項により期限の利益を喪失したとき。
 - (4) お客様が届出事項において虚偽の記載をしていたことが判明したとき。
 - (5) お客様が当社との担保取引口座に関する契約を解約したとき。
 - (6) お客様が法令違反により禁錮以上の刑に処せられたとき（その執行が終了しまたは執行を受ける可能性が消滅している場合を除きます。）
 - (7) お客様の信用状態が著しく悪化し、契約継続することが困難な状態であると当社が判断したとき。
- 2 前項にかかわらず、お客様の債務が消滅した場合には、当社は、本契約を解約し終了させることができるものとします。

- 3 第1項（第6号を除きます。）または前項に該当し、本契約が終了した場合には、当社は、第3条第2項によりお客様が当社に開設した担保取引口座についてお客様から解約のお申出があったものとして取り扱います。

第15条（反社会的勢力の排除ならびにマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の排除）

- 1 お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3 お客様は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1) 当社に預け入れる担保有価証券、当社に支払う返済金、利息等が犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める「犯罪による収益」によるものであること。
 - (2) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律その他関連法令に違反する等、マネー・ローンダリングまたはテロリストへの資金供与を行うこと。
 - (3) 日本、米国その他外国または国際機関等が定める経済制裁対象者。
 - (4) 経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行うこと。
- 4 お客様が暴力団員等および前各項各号に該当しないこと、または、前各項で表明・確約

いただいた事項を確認することを目的とする場合その他当社が必要と判断した場合において、お客様は、当社に対し、資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源その他当社が必要と判断した事項を確認するための情報提供の求めに応じることを確約します。

- 5 お客様が、暴力団員等もしくは第1項から第3項までに関する各項各号の一にでも該当する場合、各項の表明・確約に違反もしくは虚偽の申告をしたことが判明した場合、または、前項の情報提供に合理的な理由なく応じない場合であって、お客様との取引を継続することが不適切であるときは、次のとおりとします。

(1) お客様は、当社からの請求によって、当社に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。

(2) お客様は、当社との取引が停止され、または通知により担保の解除および担保取引口座が解約されても異議を述べないものとします。

- 6 本条の規定の適用により（第4条第4項・第14条第1項第3号による本条第5項適用の場合を含む。）、お客様に損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。

第16条（約款の変更）

- 1 この約款は、次に掲げる場合に、個別にお客様と合意をすることなく、効力発生時期が到来するまでに当社のウェブサイト等その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。

(1) 約款の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき

(2) 約款の変更が、本融資契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性およびその内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

- 2 前項の規定にかかわらず、この約款は、個別にお客様と合意をすることにより、変更できるものとします。ただし、当社が約款の変更内容を当社のウェブサイト等その他相当の方法によりお客様に通知し、所定の期日までに所定の方法による異議の連絡がないときは、同意があったものとして取り扱います。

第17条（合意管轄）

この約款に基づく諸取引に関してお客様と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（準拠法）

お客様と当社との間の本契約に基づく取引は、すべて日本法を準拠法とします。

以 上

付 則

- 1 この改正約款は、2019年2月1日（以下「実施日」といいます。）から実施します。
- 2 改正後の第7条第1項(5)の規定（「融資残高が3,000万円を超える場合は85%以上」の部分に限ります。）は、実施日前に日証金が融資限度額の上限として個別に3,000万円超の金額を設定しているお客様については、契約期間満了日までの間は、適用いたしません。なお、契約期間を更新した場合は、適用されます。

付 則

この改正約款は2019年11月22日から実施します。

付 則

この改正約款は2021年6月21日から実施します。

付 則

この改正約款は2023年5月27日から実施します。

付 則

この改正約款は2024年2月1日から実施します。

付 則

この改正約款は2025年3月3日から実施します。

付 則

この改正約款は2026年5月25日から実施します。

振替決済口座管理規定

- 1 株式等振替決済口座管理規定 P . 2
- 2 国債振替決済口座管理規定 P .15
- 3 一般債振替決済口座管理規定 P .20
- 4 短期社債等振替決済口座管理規定 P .25
- 5 投資信託受益権振替決済口座管理規定 P .30

株式等振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う振替株式等（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、振替法に基づき内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替株式等の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の振替株式等の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当社は、お客様が振替株式等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

- 2 当社は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当社への届出事項)

第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

- 2 お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。

この場合、「パスポート」、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

(加入者情報の取扱いに関する同意)

第6条 当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)

第6条の2 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(共通番号情報の取扱いに関する同意)

第7条 当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)

第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知（以下第26条において「総株主通知等」といいます。）
- (2) 個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知
- (3) 株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求（第22条第2項に規定する書面交付請求をいいます。）

(発行者に対する振替決済口座の所在の通知)

第9条 当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第198条第1項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替制度で指定されていない文字の取扱い)

第10条 お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替の申請)

第11条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの

- (2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入に係るものその他機構が定めるもの
- (3) 機構の定める振替制限日を振替日とするもの
- 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
 - (1) 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式等の銘柄及び数量
 - (2) お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - (3) 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者又は受益者（以下本条において「株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量
 - (4) 特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者（以下本条において「特別株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
 - (5) 振替先口座
 - (6) 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - (7) 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
 - (8) 振替を行う日
- 3 前項第1号の数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあつては、その振替上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第5号の提示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当社とのお取引のため振替株式等を当社の振替決済口座へ振替える場合、前各項の手続きをまたずに振替株式等の振替の申請があつたものとして取り扱います。
- 6 第2項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限ります。）を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を同項第5号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者若しくは受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

（他の口座管理機関への振替）

- 第12条** 当社は、お客様からお申出があつた場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で振替株式等を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している部店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあつた場合は、正しく手続きが行われなことがあります。
- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

（担保の設定）

- 第13条** お客様の振替株式等について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

（登録質権者となるべき旨のお申出）

- 第14条** お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

(担保株式等の取扱い)

第15条 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出又は特別受益者の申出をすることができます。

- 2 お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権又は株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権及び新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。
- 3 お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったとき又は当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権若しくは新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたとき若しくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権若しくは当該振替新投資口予約権の数についての記載若しくは記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

(担保設定者となるべき旨のお申出)

第16条 お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等（登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資）について、当社に対し、振替株式等の質権設定者（登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者）となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

- 2 お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

(信託の受託者である場合の取扱い)

第17条 お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

(振替先口座等の照会)

第18条 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

- 2 お客様が振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

- 3 お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

（振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い）

- 第19条** お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。
- 2 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の元利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

（振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い）

- 第20条** お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

（振替株式等の発行者である場合の取扱い）

- 第21条** お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

- 第21条の2** お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知又は反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

（個別株主通知等の取扱い）

- 第22条** お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。
- 2 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。

（単元未満株式の買取請求等）

- 第23条** お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
- 2 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等に

については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。
この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。

- 3 お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- 4 お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。
- 5 お客様は、第1項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

（会社の組織再編等に係る手続き）

- 第24条** 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。
- 2 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

（振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き）

- 第24条の2** 当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。
- 2 当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

（振替受益権の併合等に係る手続き）

- 第24条の3** 当社は、振替受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。
- 2 当社は、信託の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

（振替上場投資信託受益権等の抹消手続き）

- 第24条の4** 振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きをさせていただきます。
- 2 振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

（配当金等に関する取扱い）

- 第25条** お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金又は分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金又は分配金を受領する預金口座等の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。
- 2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限り、）に応じて当社に対して配当金又は分配金の支払いを行うこ

とにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

- 3 お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
- (1) お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金又は分配金の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。
 - (2) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金又は分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。
 - (3) 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。
 - (4) お客様に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については、発行者による配当金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。
 - (5) 発行者が、お客様の受領すべき配当金又は分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金又は分配金の支払債務が消滅すること。
 - (6) 当社がお客様に代理して受領した配当金又は分配金は、お客様の預り金勘定口座に入金すること。
 - (7) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。
 - イ 特別口座に記載又は記録されている株式の名義人である加入者その他の機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者
 - ロ 機構加入者
 - ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第225条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者
- 4 登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

（振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等）

第25条の2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国又は地域の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。

- 2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国又は地域の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。

（振替受益権の信託財産の配当等の処理）

第25条の3 振替受益権の信託財産に係る配当金又は収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより処理することとします。

（振替受益権の信託財産に係る議決権の行使）

第25条の4 振替受益権の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

（振替受益権に係る議決権の行使等）

第25条の5 振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

（振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等）

第25条の6 振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

（振替受益権の証明書の請求等）

第25条の7 お客様は当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。

- 2 お客様は、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。

（総株主通知等に係る処理）

第26条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

- 2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者（振替上場投資信託受益権にあっては発行者及び受託者。次項において同じ。）に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。
- 3 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。
- 4 当社は、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者及び受託者又は振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。

（お客様への連絡事項）

第27条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。

- (1) 最終償還期限（償還期限がある場合に限りです。）

(2) 残高照合のための報告

- 2 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の取引部店の責任者に直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

（振替新株予約権等の行使請求等）

- 第28条** お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- 2 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
 - 3 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
 - 4 前3項の発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
 - 5 お客様は、第1項、第2項又は第3項に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。
 - 6 お客様は、前項に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。
 - 7 お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間又は新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権又は振替新投資口予約権の抹消を行います。
 - 8 お客様は、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

第29条 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。

- 2 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)

第30条 お客様（振替新株予約権付社債権者である場合に限りです。）は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面（振替法第222条第3項に規定する書面をいいます。）の交付を請求することができます。

- 2 お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。また、お客様は、反対新株予約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。

(振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求)

第31条 お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面（振替法第277条に規定する書面をいいます。）の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。

- 2 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。

(届出事項の変更手続き)

第32条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意)

第33条 機構から当社に対し、お客様の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨若しくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(手数料)

第34条 当社は、振替決済口座に係る口座管理料その他の手数料をいただきません。

(当社の連帯保証義務)

第35条 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務
- (2) その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第36条 当社は、機構において取り扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客様から解約のお申出があった場合
- (2) お客様がこの規定に違反したとき
- (3) 一定期間口座残高がない場合
- (4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (5) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）であること又はお客様が次のイからホまでのいずれかに該当することが判明し、当社が解約を申し出たとき
 - イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ホ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (6) お客様が自ら又は第三者を利用して、次のイからホまでのいずれかに該当する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ホ その他上記イからニに準ずる行為

(7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。

(1) お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載又は記録がされている場合

(2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき、お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき又はお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知若しくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者若しくは反対新投資口予約権者であるとき

(3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合

(緊急措置)

第38条 法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第39条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第32条第1項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、又は第19条及び第25条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 前条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)

第40条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。）に該当するものについて、次の第1号から第3号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。
- (2) 機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資で

あって、機構の特別口座に記載又は記録された振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行おうとするときには、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券及び協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼すること。

(3) 上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと。

(この規定の変更)

第41条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報等の取扱い)

第42条 お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの規定の各条項により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この規定の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

(3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

日本証券金融株式会社

平成26年6月20日 改正制定

平成27年1月5日 一部改定

平成27年6月30日 一部改定

平成28年1月4日 一部改定

2020年4月1日 一部改定

2021年10月1日 一部改定

2022年12月1日 一部改定

2026年5月15日 一部改定

国債振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振決国債」といいます。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を、当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定められるものです。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振決国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

3 当社は、お客様が振決国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

2 当社は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(当社への届出事項)

第4条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。

(振替の申請)

第5条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録がされている振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- (2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入に係るものその他日本銀行が定めるもの

2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。

- (1) 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振決国債の銘柄及び金額
- (2) お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- (3) 振替先口座

(4) 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

- 3 前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 お客様が当社とのお取引のため、振込国債を当社の振替決済口座へ振替える場合、前各項の手続きをまたずに振込国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

- 第6条** 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。
- また、当社で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している部店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなかったことがあります。
- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

(分離適格振込国債に係る元利分離申請)

- 第7条** 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。
- 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。
- 2 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - (1) 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
 - (2) お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
 - 3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(分離元本振込国債等の元利統合申請)

- 第8条** 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。
- 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。
- 2 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - (1) 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
 - (2) お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
 - 3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(みなし抹消申請)

- 第9条** 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債が償還（分離利息振込国債にあっては、利子の支払い）された場合には、お客様から当社に対し、当該振込国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当社がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

(担保の設定)

第10条 お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

(お客様への連絡事項)

第11条 当社は、振込国債について、次の事項をお客様にお知らせします。

- (1) 最終償還期限
 - (2) 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- 2 残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の取引部店の責任者に直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(元利金の代理受領等)

第12条 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当社がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

(届出事項の変更手続き)

第13条 お届出事項（氏名若しくは名称、住所又は共通番号）を変更なさるときは、直ちに、当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

- 2 前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ振込国債の元金又は利子の支払いのご請求には応じません。

(手数料)

第14条 当社は、振替決済口座に係る口座管理料その他の手数料をいただきません。

(当社の連帯保証義務)

第15条 日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払いをする義

務

- (2) 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務
- (3) その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（解約）

第16条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。

- (1) お客様から解約のお申出があった場合
- (2) お客様がこの規定に違反したとき
- (3) 一定期間口座残高がない場合
- (4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (5) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）であること又はお客様が次のイからホまでのいずれかに該当することが判明し、当社が解約を申し出たとき
 - イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ホ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (6) お客様が自ら又は第三者を利用して、次のイからホまでのいずれかに該当する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ホ その他上記イからニに準ずる行為
- (7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

（免責事項）

第17条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、振込国債の元金又は利子の支払いをした場合
- (2) 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影がお届出の印鑑と相違するため、振込国債の元金又は利子の支払いをしなかった場合
- (3) 天災地変等の不可抗力により、ご請求にかかる振込国債の元金又は利子の支払が遅延した場合

(この規定の変更)

第18条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報等の取扱い)

第19条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- (1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- (3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

日本証券金融株式会社

平成26年6月20日 改正制定

平成28年1月4日 一部改定

2020年4月1日 一部改定

2022年12月1日 一部改定

2026年5月15日 一部改定

一般債振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う一般債（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「社債等に関する業務規程」に定める「一般債」をいいます。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当社は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

2 当社は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当社への届出事項)

第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

(振替の申請)

第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当

社に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - (2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - (3) 一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
 - (4) 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- (1) 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額
 - (2) お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - (4) 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (5) 振替を行う日
- 3 前項第1号の金額は、その一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 お客様が当社とのお取引のため、一般債を当社の振替決済口座へ振替える場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

- 第7条** 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している部店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。
- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

（担保の設定）

- 第8条** お客様の一般債について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

（抹消申請の委任）

- 第9条** 振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還、繰上償還又は定時償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

（元利金の代理受領等）

- 第10条** 振替決済口座に記載又は記録されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うものの償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代って支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払します。

（お客様への連絡事項）

- 第11条** 当社は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。
- (1) 最終償還期限

(2) 残高照合のための報告

- 2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の取引部店の責任者に直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更手続き)

- 第12条** 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
 - 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(手数料)

- 第13条** 当社は、振替決済口座に係る口座管理料その他の手数料をいたしません。

(当社の連帯保証義務)

- 第14条** 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。
- (1) 一般債の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金及び利金の支払いをする義務
 - (2) その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

- 第15条** 当社は、機構において取り扱う一般債のうち、実質記番号管理銘柄その他の当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- 2 当社は、当社における一般債の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

- 第16条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があっ

たときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客様から解約のお申出があった場合
- (2) お客様がこの規定に違反したとき
- (3) 一定期間口座残高がない場合
- (4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (5) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）であること又はお客様が次のイからホまでのいずれかに該当することが判明し、当社が解約を申し出たとき
 - イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ホ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (6) お客様が自ら又は第三者を利用して、次のイからホまでのいずれかに該当する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ホ その他上記イからニに準ずる行為
- (7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

（緊急措置）

第17条 法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

（免責事項）

第18条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 前条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(機構非関与銘柄の振替の申請)

第19条 お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申し出ください。

(この規定の変更)

第20条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

(社債的受益権の取扱いに関する各規定の読み替え)

第20条の2 この規定における社債的受益権（機構の社債等に関する業務規程に規定する「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。）の取扱いは、下表のとおり読み替えます。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	利子支払期日	配当支払期日
	各社債の金額	各社債的受益権の金額
第10条	償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）	償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）
	元利金	償還金及び配当
第10条、第13条、第14条及び第19条	利金	配当

(個人情報等の取扱い)

第21条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

(3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

日本証券金融株式会社

平成26年6月20日 改正制定

平成28年1月4日 一部改定

2020年4月1日 一部改定

2022年12月1日 一部改定

2026年5月15日 一部改定

短期社債等振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う短期社債等（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「社債等に関する業務規程」に定める「短期社債等」をいいます。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である短期社債等の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の短期社債等の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当社は、お客様が短期社債等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

2 当社は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当社への届出事項)

第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

(振替の申請)

第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等について、差押えを受けたものその他の

法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
 - (1) 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき短期社債等の銘柄及び金額
 - (2) お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - (4) 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (5) 振替を行う日
- 3 前項第1号の金額は、その短期社債等の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 お客様が当社とのお取引のため、短期社債等を当社の振替決済口座へ振替える場合、前各項の手続きをまたずに短期社債等の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

第7条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

（担保の設定）

第8条 お客様の短期社債等について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

（抹消申請の委任）

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等の償還日が到来した場合には、当該短期社債等について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

（償還金の受入れ等）

第10条 振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社がお客様に代って発行者（支払代理人が選任されている場合には支払代理人）からこれを受領し、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。

（お客様への連絡事項）

第11条 当社は、短期社債等について、残高照合のための報告をご通知します。

- 2 前項の残高照合のための報告は、短期社債等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取

引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更手続き)

第12条 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。

- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ短期社債等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(手数料)

第13条 当社は、振替決済口座に係る口座管理料その他の手数料をいたしません。

(当社の連帯保証義務)

第14条 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 短期社債等の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた短期社債等の超過分（短期社債等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金の支払いをする義務
- (2) その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う短期社債等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第15条 当社は、機構において取り扱う短期社債等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当社は、当社における短期社債等の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、短期社債等を他の口座管理機関へお振替ください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客様から解約のお申出があった場合
- (2) お客様がこの規定に違反したとき
- (3) 一定期間口座残高がない場合
- (4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (5) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）であること又はお客様が次のイからホまでのいずれかに該当することが判明し、当社が解約を申し出たとき
 - イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ホ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (6) お客様が自ら又は第三者を利用して、次のイからホまでのいずれかに該当する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ホ その他上記イからニに準ずる行為
- (7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

(緊急措置)

第17条 法令の定めるところにより短期社債等の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第18条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて短期社債等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、短期社債等の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、短期社債等の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により短期社債等の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 前条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(この規定の変更)

第19条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報等の取扱い)

第20条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載してお

りますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

(3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

日本証券金融株式会社

平成21年1月5日 制 定（大阪証券金融株式会社）

平成22年4月1日 一部改定

平成22年7月1日 一部改定

平成23年10月1日 一部改定

平成25年7月22日 一部改定（日本証券金融株式会社）

平成25年10月1日 一部改定

平成26年6月20日 一部改定

平成28年1月4日 一部改定

2020年4月1日 一部改定

2022年12月1日 一部改定

2026年5月15日 一部改定

投資信託受益権振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「社債等に関する業務規程」に定める「投資信託受益権」をいいます。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

- 2 当社は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当社への届出事項)

第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

(振替の申請)

第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- (2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
- (3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- (4) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- (5) 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- (6) 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）

ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

ホ 償還日

ヘ 償還日翌営業日

- (7) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの

2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。

- (1) 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
- (2) お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- (3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称
- (4) 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- (5) 振替を行う日

3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

5 お客様が当社とのお取引のため、投資信託受益権を当社の振替決済口座へ振替える場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第7条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替の申出を受け付けられないことがあります。また、当社で投資信託受益権を

受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している部店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

（担保の設定）

第8条 お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

（抹消申請の委任）

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。なお、当社は、お客様からの投資信託受益権の解約請求は取り扱いません。

（償還金及び収益分配金の代理受領等）

第10条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）及び収益分配金の支払いがあるときは、指定販売会社が代理して当該投資信託受益権の受託銀行から受領したうえ、当社がお客様に代わって指定販売会社からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

（お客様への連絡事項）

第11条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。

（1）償還期限（償還期限がある場合に限り。）

（2）残高照合のための報告

- 2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の取引部店の責任者に直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

（届出事項の変更手続き）

第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等が

ります。

- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(手数料)

第13条 当社は、振替決済口座に係る口座管理料その他の手数料をいたしません。

(当社の連帯保証義務)

第14条 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- (2) その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第15条 当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客様から解約のお申出があった場合
- (2) お客様がこの規定に違反したとき
- (3) 一定期間口座残高がない場合
- (4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (5) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）であること又はお客様が次のイからホまでのいずれかに該当することが判明し、当社が解約を申し出たとき
 - イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ホ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (6) お客様が自ら又は第三者を利用して、次のイからホまでのいずれかに該当する行為を行い、当社が契約を

継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

ホ その他上記イからニに準ずる行為

(7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

(緊急措置)

第17条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第18条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害

(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

(3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害

(4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

(5) 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

(6) 前条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(この規定の変更)

第19条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報等の取扱い)

第20条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

(3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

平成21年1月5日 制 定（大阪証券金融株式会社）

平成22年4月1日 一部改定

平成22年7月1日 一部改定

平成23年10月1日 一部改定

平成25年7月22日 一部改定（日本証券金融株式会社）

平成25年10月1日 一部改定

平成26年6月20日 一部改定

平成28年1月4日 一部改定

2020年4月1日 一部改定

2022年12月1日 一部改定

2026年5月15日 一部改定

お取引に関する重要事項確認書

日本証券金融株式会社（日証金）

本確認書は、「コムストックローン・ダイレクト」のご契約前に、お客様にご契約内容をご理解およびご同意いただくためのものです。

コムストックローン約款、振替決済口座管理規定、個人情報の取扱いに関する同意事項および反社会的勢力でないことの表明・確認に関する同意事項をよくお読みいただき、下記項目の内容をご確認のうえ、その取扱いにご同意ください。

1. お取引に関する説明

◆日証金からの連絡◆

（参照：「約款」第2条第5項）

担保有価証券が値下がりした場合など緊急時には、日証金から連絡することがありますので、**日証金からの電話、Eメールを受け取れるようにしてください。**なお、長期にわたりご不在にされる場合はあらかじめご連絡ください。

◆契約期間◆

（参照：「約款」第2条第7項～第9項）

契約期間は1年間となっており、**1年ごとに契約更新の審査を実施いたします。**契約は原則として75歳までですが、日証金が決める一定の条件を満たす場合には80歳まで可能です。契約更新をしない場合は、契約期間満了日にご融資金およびお利息を全額弁済していただくこととなります。なお、審査により契約の更新をお断りする場合があります。

※更新審査の結果は、日証金ウェブサイトにてご通知いたします。なお、担保有価証券のうち融資不適格銘柄（日証金ウェブサイトでご確認いただけます。）を除いた銘柄の時価額に対する融資残高の割合が70%以上の場合、契約更新ができません。

◆担保の取扱い◆

（参照：「約款」第3条）

担保の差入れにあたっては、あらかじめ日証金に担保取引にかかるお客様の振替決済口座（担保取引口座）を開設いただき、**お客様が担保取引口座に振り替えられた（保有されている）国内上場株式等の有価証券が担保として差し入れられます。**なお、担保有価証券には担保評価の対象とならない銘柄があります。

また、お客様が保有株式の配当金について、「株式数比例配分方式」を利用されている場合は、原則として日証金が配当金を受領した月の翌月10日までに、お客様のお届出銀行口座に振り込む方法によりお支払いいたします。ただし、**担保不足等の場合には、配当金等のお支払いを留保することがあります。**

※日証金に開設いただいた担保取引口座においては、「特定口座」の取扱いはできません。

※お客様が金融商品取引法に基づく「大量保有報告書」を提出されている場合は、担保の差入れまたは返戻に伴い、「変更報告書」の提出が必要となることがあります。詳しくは管轄の財務局へお問い合わせください。

◆融資限度額、融資方法◆

（参照：「約款」第4条第1項）

融資限度額は、担保有価証券のうち融資不適格銘柄（日証金ウェブサイトでご確認いただけます。）を除いた銘柄の時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額とし、5,000万円を上限とします。

ご融資は、お客様のお届出銀行口座に振り込むことにより、申込受付日の当日（14：30以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌営業日）または翌営業日（16：00以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌々営業日）に実行いたします。

※融資限度額は、お客様が担保有価証券の発行会社の役員等の場合は3,000万円を上限とする場合があります。また、お客様との取引状況、担保内容等により、契約更新時等において上限を変更する場合があります。

◆返済方法◆

（参照：「約款」第4条第2項）

ご返済の方法は、次の振込返済と売却返済があります。

① 振込返済（日証金銀行口座への振込み。いつでもご返済いただけます。）

② 売却返済（担保有価証券の売却代金を返済に充当する方法で、**売却は日証金が指定する証券会社において、事前のお客様からの申込みを日証金が承諾した場合に限り可能です。**）

※売却返済を行うためには、事前に売却指定証券会社に口座開設を完了している必要があります。

◆融資利率◆

（参照：「約款」第4条第3項）

金融情勢が変化した場合等は融資利率を変更することがあります。変更する場合は、事前にEメールおよび日証金ウェブサイトでご通知いたします。融資利率は、基準金利によることを原則としますが、一部のお客様に対し、融資残高、担保内容等により優遇利率を適用する場合があります。

※融資残高（月平均融資残高）による優遇利率が適用される場合、優遇利率は、基準金利から一定の利差を差し引いた利率とし、基準金利が変動した時は原則として変更後の基準金利から同利差を差し引いた利率とします。

※直近のご融資利率は、日証金ウェブサイトでご確認ください。

◆担保不足◆

(参照:「約款」第5条)

担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となった場合は、担保不足の状態となります。担保不足となった場合は、書面もしくはEメールで通知いたしますので、5営業日以内に担保の追加差入れまたは融資金の一部返済により60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）までご改善ください。

◆担保処分◆

(参照:「約款」第6条、第7条)

担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が90%以上（融資残高が3,000万円超1億円以下の場合は85%以上、融資残高が1億円超5億円以下の場合は80%以上）となったときや取引約定に違反したとき等の一定の事由に該当した場合は、全額ご返済いただくこととなります。ご返済がない場合は、日証金で担保有価証券を売却処分し、ご融資金およびお利息に充当することとなります。

2. 個人情報の取扱いに関する説明

◆個人情報および個人番号の利用目的◆

(参照:「個人情報の取扱いに関する同意事項」第1項、第2項)

日証金は、お客様の個人情報を次の目的に必要な範囲で利用いたします。

- ① 株式等の振替および振替決済口座の管理、その他口座管理機関としての業務を円滑に遂行するため
 - ② 融資申込みの受付、法令に基づく取引時確認、融資取引の管理、その他お客様との取引を適切かつ円滑に履行するため
- また、日証金は、お客様の個人番号を次の目的に必要な範囲で利用いたします。
- ① 配当の分配等の支払調書作成事務などの金融商品取引に関する法定書類の作成・提供事務を適切に遂行するため
 - ② 金融商品取引に関する振替機関等への提供事務を適切かつ円滑に履行するため

3. 反社会的勢力の排除に関する説明

◆反社会的勢力でないことの表明・確約◆

(参照:「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項」)

お客様には、お客様が暴力団員等に該当しないことを表明・確約していただくとともに、暴力的な要求行為等に該当する行為を行わないことを確約していただきます。お客様が暴力団員等に該当し、または暴力的な要求行為等を行うなど、日証金がお客様との取引を継続することが不適切であると判断した場合には、日証金からの請求により全額ご返済いただくこととなります。

**コムストックローン有価証券担保差入書
兼 振替決済口座設定申込書
【コムストックローン・ダイレクト】**

日本証券金融株式会社 御中

私は、貴社のコムストックローン約款を承認のうえ、私が貴社に対して現在および将来負担する『コムストックローン・ダイレクト』にかかるいっさいの債務を共通に担保する根担保として、有価証券を差入れます。

また、私は、貴社の振替決済口座管理規定に基づき、振替決済口座の開設を申し込みます。

以上

個人番号等の届出書兼告知書

日本証券金融株式会社 御中

私は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、所得税法その他の関係法令等の定めに従い、個人番号等を届出および告知します。

以上

（ご留意事項）

《 個人番号の利用目的について 》

弊社は、お客様の個人番号を次の利用目的の達成に必要な範囲で取り扱います。

- ① 金融商品取引に関する法定書類の作成・提供事務（配当、剰余金の分配等の支払調書作成事務を含む。）を適切に遂行するため
- ② 金融商品取引に関する振替機関等への提供事務を適切かつ円滑に履行するため

個人情報の取扱いに関する同意事項 【コムストックローン・ダイレクト】

日本証券金融株式会社

日本証券金融株式会社（以下「当社」といいます。）は、お客様の個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）について、個人情報等の保護に関する関係法令、主務官庁の定めるガイドライン（指針）および認定個人情報保護団体の指針その他の規範ならびに当社のプライバシーポリシーを遵守し、下記のとおり取り扱います。

※ 当社のプライバシーポリシーは、当社ホームページ（<https://www.jsf.co.jp/>）にて公表しております。

記

1 個人情報の利用目的

当社は、お客様の個人情報を次の利用目的の達成に必要な範囲で取り扱います。

【振替決済口座開設関係】

- ① 社債、株式等の振替に関する法律に基づく社債等の振替および振替決済口座の管理のため
- ② 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等のため
- ③ 取引残高等の報告を行うため
- ④ 当社の業務に関する各種ご提案・資料送付等のため
- ⑤ その他、口座管理機関としての業務を円滑に遂行するため

【コムストックローン契約関係】

- ⑥ 融資取引の口座開設等、融資のお申込みの受付のため
- ⑦ 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等や、融資をご利用いただく資格等の確認のため
- ⑧ 融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ⑨ 融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑩ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑪ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑫ 当社における市場調査およびアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究・開発のため
- ⑬ 当社の金融商品やサービスに関する各種ご提案・資料送付等のため
- ⑭ 融資取引等の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑮ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

なお、当社は、お客様の個人情報を個人信用情報機関に提供することはありません。

※ 利用目的④および⑬に関し、融資取引以外の当社からの各種提案や資料送付等を希望されないお客様は、「お問い合わせ窓口」までご連絡ください。

2 個人番号の利用目的

当社は、お客様の個人番号を次の利用目的の達成に必要な範囲で取り扱います。

- ① 金融商品取引に関する法定書類の作成・提供事務（配当、剰余金の分配等の支払調書作成事務を含む。）を適切に遂行するため
- ② 金融商品取引に関する振替機関等への提供事務を適切かつ円滑に履行するため

3 機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、お客様の機微（センシティブ）情報については、法令等に基づく場合および業務遂行上必要な範囲においてあらかじめご本人の同意をいただいた場合を除き、取得、利用または第三者提供をいたしません。

※ 機微（センシティブ）情報とは、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）第2条第3項に定める要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報）ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除きます。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号もしくは法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。）をいいます。

4 個人情報の第三者提供

当社は、法令の定めによる場合を除き、お客様の個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

5 個人情報等の取得項目

- (1) 当社の融資やサービスのご利用申込みにあたって、当社の必要とする事項（記入が任意である旨表示を行っている事項を除きます。）について、ご記入がない場合は、融資やサービスをご利用いただけないことがあります。
- (2) 当社は、貸出審査や取引内容等の正確な把握等のために、通話内容を録音することがあります。また、防犯のために画像を録画することがあります。
- (3) 当社のウェブサイトにおいては、クッキー（Cookie）を使用しておりますが、クッキーには、お客様の氏名、口座番号、Eメールアドレス、個人番号等の個人を特定する情報は含まれません。また、サイトへのアクセスログを取得しておりますが、当該ログは当社のウェブサイトの利用状況や不正アクセスの調査以外のためには利用いたしません。

※ クッキーとは、ウェブサイトの利用者やアクセス履歴等の情報をウェブサーバーとウェブブラウザ間でやりとりする仕組みをいいます。

6 個人情報等の取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、お客様の個人情報等の取扱いの全部または一部を委託する場合があります。当社は、個人情報等の取扱いの全部または一部を委託する場合は、当社の選定基準により委託先を選定するとともに、委託する個人情報等の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要、かつ、適切な監督を行います。

7 個人情報等の開示等の手続

当社は、当社の保有するお客様の個人情報等について、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止、消去、第三者への提供記録の開示および第三者への提供の停止（以下「開示等」といいます。）の求めを、次のとおり受け付けます。

(1) 開示等の求めの受付窓口

当社所定の請求書に必要書類を添付のうえ、「お問い合わせ窓口」にお手続きください。

(2) 開示等の求めができる方

- ・ご本人
- ・ご本人が未成年者または成年被後見人の場合は、ご本人の法定代理人
- ・ご本人が開示等の求めをすることを委任した代理人（任意代理人）

(3) 開示等の求めに際してご提出いただく書面（様式）等

次の請求書(A)を当社ホームページ（<https://www.jsf.co.jp/>）からダウンロードし、または「お問い合わせ窓口」にご請求いただき、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類(B)を添付し、郵送により、または来店のうえご提出ください。ただし、代理人による開示等の求めの場合は、別途代理権を証する書類が必要となりますので、「お問い合わせ窓口」までご照会ください。

A 当社所定の請求書

- ・個人情報等に関する利用目的通知請求書
- ・個人情報等開示請求書
- ・個人情報等訂正・追加・削除請求書
- ・個人情報等利用停止・消去請求書
- ・個人情報等第三者提供記録の開示請求書

B 本人確認のための書類（次のいずれか）

- ・個人番号カードの写し（裏面(個人番号の記載がある面)は不要）
- ・運転免許証の写し（住所変更をされている場合は裏面の写しも必要）
- ・資格確認書の写し（住所および生年月日の記載があるもの）
- ・印鑑証明書
- ・住民票の写し

(4) 手数料

利用目的の通知、個人情報等の開示および第三者提供記録の開示のご請求につきまして、1回の請求ごとに、あらかじめ 1,100 円（税込）の手数料をいただきます。手数料

の支払方法等につきましては、「お問い合わせ窓口」までご照会ください。

(5) 開示等の求めに対する回答方法

請求者が請求書に記載した電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法によって、請求書記載住所または請求書記載メールアドレス宛に請求書記載の方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）によって回答申し上げます。なお、任意代理人からの開示等のご請求の場合は、ご本人に直接回答させていただきます。また、法令で開示等を要しないとされる事由に該当する場合等については、開示等に応じられないことがあります。この場合は、その旨、理由を付記してご通知申し上げます。

(6) 開示等の求めに関して取得した個人情報の利用目的

開示等の求めに伴って取得した個人情報は、当該手続きに必要な範囲のみで取り扱うものとします。

8 個人情報等に関するお問い合わせ窓口

個人情報等の開示等の求め、およびお客様の個人情報等の取扱いに関する苦情、ご相談等につきましては、次の窓口で承ります。

【証券担保ローン（コムストックローン）】

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-10

日本証券金融株式会社 リテール営業部ネットビジネス課

Tel : 03-6264-9738（平日 9:00～17:00）

E-mail : comstock@jsf.co.jp

9 認定個人情報保護団体

当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。当社に社債、株式等の振替決済口座を開設されているお客様の個人情報等の取扱いに関する苦情、ご相談等につきましては、同協会の次の窓口でもお受けしております。

【苦情・相談窓口】

日本証券業協会（<https://www.jsda.or.jp/>）個人情報相談室

Tel : 03-6665-6784

以 上

2025 年 12 月

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項

【コムストックローン・ダイレクト】

私は、日本証券金融株式会社（以下「貴社」といいます。）のコムストックローン・ダイレクトの利用申込みにあたり、貴社に対し、以下のとおり表明・確約します。

私が、1の暴力団員等もしくは1の各号のいずれかに該当し、もしくは2の各号の一にでも該当する行為をし、または1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、貴社が私との取引を継続することが不適切であると判断した場合には、貴社からの請求によって、貴社に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。これにより私に損害が生じた場合にも、貴社になんらの請求をしません。また、これにより貴社に損害が生じたときは、私がその責任を負います。

1 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

以 上

平成 25 年 7 月